

# 秋田県公報

秋田県県税条例の一部を改正する条例(三九・税務課)

## 目 次

この号で公布された  
条例のあらまし

### 1 秋田県県税条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三九号) 県民税

- (一) 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)において法人である政党又は政治団体について収益事業を行わない場合に限り均等割の非課税措置が講じられたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(第三〇条関係)
- (二) 所有期間が一年を超える上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等について、一パーセントの税率により課税する特例措置を廃止し、新たに、平成一六年度分から平成二〇年度分までの個人の県民税については、上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等について、一パーセントの税率により課税することとした。(附則第十二条の二の二関係)
- (三) 特定中小会社の特定株式を上場等の日以後に譲渡した場合の譲渡所得等の課税の特例措置の要件とされている譲渡期間を、当該上場等の日以後三年(現行一年)以内に延長することとした。(附則第十二条の三関係)
- (四) 商品先物取引に係る雑所得等に係る個人の県民税の課税の特例措置について、当該特例措置の対象に有価証券先物取引等に係る雑所得等を加えるとともに、税率を一・六パーセント(現行二パーセント)に引き下げることとした。(附則第十二条の四関係)
- (五) 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額は、当該納税義務者の先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、当該先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除することとした。(附則第十二条の五関係)

### 2 不動産取得税

- (一) 平成一五年四月一日から平成一八年三月三十一日までの間に取得する不動産に係る税率を三パーセントとすることとした。(附則第十五条関係)
- (二) 特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六五号)に規定する承認計画に基づく営業譲渡により取得する不動産に係る税額の減額措置を廃止することとした。(旧附則第一六条第五項関係)
- (三) 産業活力再生特別措置法(平成一一年法律第一三一号)に規定する認定事業再構築計画に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置について、対象に認定共同事業再編計画又は認定経営資源再活用計画に従って譲渡される不動産を追加するとともに、その適用期限を平成一七年三月三十一日(現行平成一五年三月三十一日)とする。

- (四) 日)まで延長することとした。(附則第一六条第五項関係)  
次に掲げる税額の減額措置の適用期限を平成一七年三月三十一日(現行平成一五年三月三十一日)まで延長することとした。  
(1) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三五年法律第一二三号)第一八条第六号の助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置(附則第一六条第一項関係)  
(2) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四一年法律第一二六号)の規定に基づき入会権者等が入会林野整備等により取得する土地に係る税額の減額措置(附則第一六条第三項関係)
- 3 ゴルフ場利用税  
地方税法において年齢一八歳未満の者、年齢七〇歳以上の者及び障害者並びに国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手が当該国民体育大会のゴルフ競技としてゴルフを行う場合等について非課税措置が講じられたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(第八六条関係)
- 4 自動車取得税  
(一) 税率及び免稅点の特例措置の適用期限を平成二〇年三月三十一日(現行平成一五年三月三十一日)まで延長することとした。(附則第二二条第一項及び第五項関係)  
(二) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七〇号)に規定する窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域の外において、同法に定める排出基準に相当する基準に適合しない一定の自動車を一定の日前に完全廃車して、新たに当該排出基準に適合し、かつ、最新の自動車排出ガス基準に適合した自動車に買い換えた場合の当該自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした。(旧附則第二二条第七項関係)  
(三) 平成一四年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした。(旧附則第二二条第八項関係)  
(四) 一定の低燃費自動車の取得に係る課税標準の特例措置について、対象を最新排出ガス規制値より四分の三以上排出ガス性能の良い一定の低燃費基準を満たす自動車に限定するとともに、その適用期限を平成一六年三月三十一日(現行平成一五年三月三十一日)まで延長することとした。(附則第二二条第六項関係)
- (五) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車に係る

- 5 軽油引取税  
税率の特例措置の適用期限を、平成二〇年三月三十一日(現行平成一五年三月三十一日)まで延長することとした。(附則第二三条関係)  
その他  
(一) この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。  
(二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。  
(三) 次の条例について所要の規定の整備を行うこととした。  
(1) 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成元年秋田県条例第八号)  
(2) 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例(平成一四年秋田県条例第一号)
- 6 (一) この条例は、平成一五年四月一日から施行することとした。  
(二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。  
(三) 次の条例について所要の規定の整備を行うこととした。  
(1) 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成元年秋田県条例第八号)  
(2) 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例(平成一四年秋田県条例第一号)
- (七) 平成一六年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率は、平成一五年四月一日から平成一六年九月三〇日までの間に取得される自動車にあつては、現行税率から一〇〇分の一を控除した率とすることとした。(附則第二二条第九項関係)
- (六) 平成一五年自動車排出ガス規制に適合した自動車のうち、粒子状物質の排出量がその許容限度より四分の三以上少ない一定の自動車の取得に係る税率は、平成一五年四月一日から平成一七年三月三十一日までの間に取得される自動車にあつては、現行税率から一〇〇分の一・五を控除した率とすることとした。(附則第二二条第四項関係)

## 条 例

秋田県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十九号

秋田県税条例の一部を改正する条例

秋田県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三十条第五項中「、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第六号)第八条に規定する法人である政党又は政治団体」を削る。

第四十七条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第八十六条第一項中「第四号」を「第二号」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「六十五歳以上」の下に「七十歳未満」を加え、同号を同項第一号とし、同項第四号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 次に掲げる競技会のゴルフ競技に参加する選手(プロゴルファーである者を除き、それぞれ次に定める練習又は競技のために利用する者に限る)。

(一) スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百一十一号)第六条第一項に規定する国民体育大会 当該大会について指定された練習日における練習

(二) (一)に掲げるもののほか、規則で定める競技会 当該競技会における競技及び指定された練習日における練習

第八十六条第一項第五号を削り、同条第二項中「又は第三号」を削り、「その旨」を、「その旨」に、「、同項第二号に掲げる者にあつては保健体育科目の実技又は公認の課外活動であることを証明する当該学校の校長の証明書を提示し、又は提出しなければ」を「提示しなければ」に改める。

第二百二十四条第四項第一号中「学校教育法」の下に「(昭和二十二年法律第二十六号)」を加える。

附則第十条第四項中「第三十一条の二第二項第八号から第十三号まで」を「第三十一条の二第二項第九号から第十四号まで」に改める。

附則第十二条の二第二項中「で定める」を「附則第十八条第三項に規定する」に改め、同条第五項中「第九条の四第一項」を「第九条の五第一項」に改め、同条第六項中「内に、」の下に「所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)第十二条の規定による改正前の」を加え、「附則第十八条第三項」を「附則第十八条第四項」に改め、同条第八項第一号中「第三十七条の十第十項第四号」を「第三十七条の十第七項第四号」に改める。

附則第十二条の二の二第一項中「で定めるもの」を「附則第十八条の二第一項に規定するもの」に改め、「(次項の規定の適用を受けるものを除

く。」を削り、「で定めるところ」を「附則第十八条の二第二項に規定するところ」に、「この項に」を「この項から第三項までに」に、「同条第一項前段」を「前条第一項前段」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の場合において、平成十六年度から平成二十年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡をしたときは、当該上場株式等の譲渡による上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の一・六」とあるのは、「百分の一」とする。

3 前項の規定により適用される第一項の規定の適用を受ける上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、前条第二項の規定は、適用しない。

附則第十二条の二の二第四項を削る。

附則第十二条の二の四第一項中「これらの」を「当該」に、「で定める」を「附則第十八条の五第一項に規定する」に、「同項」を「附則第十二条の二第二項」に改め、同条第二項中「損失の金額として令で定める」を「損失の金額として令附則第十八条の五第二項に規定する」に、「部分の金額として令で定める」を「部分の金額として令附則第十八条の五第三項に規定する」に改め、同条第三項中「及び第二項」を削る。

附則第十二条の三第一項中「附則第十八条の二第一項」を「附則第十八条の六第一項」に、「租税特別措置法第三十七条の十三の二第二項」を「特別措置法第三十七条の十三の二第二項」に、「附則第十八条の二第二項」を「附則第十八条の六第二項」に改め、同条第二項中「第三十七条の十三の二第二項」を「第三十七条の十三の二第二項」に改め、同条第三項中「附則第十八条の二第四項」を「附則第十八条の六第四項」に改め、同条第四項中「第三十七条の十三の二第五項」を「第三十七条の十三の二第五項」に、「附則第十八条の二第五項」を「附則第十八条の六第五項」に、「附則第十八条の二第六項」を「附則第十八条の六第六項」に改め、同条第五項中「及び第二項」を削り、同条第六項中「附則第十八条の二第十三項」を「附則第十八条の六第十三項」に、「一年」を「三年」に、「前条第一項」を「附則第十二条の二第一項」に、「附則第十八条の二第十四項」を「附則第十八条の六第十四項」に改める。

附則第十二条の四の見出し中「商品先物取引」を「先物取引」に改め、同条第一項中「平成十四年度から平成十六年度までの各年度分の個人の県民税に限り、」を「当分の間、県民税の」に、「附則第十八条の三第一項」を「附則第十八条の七第一項」に、「商品先物取引」を「先物取引」に、「百分の一」を「百分の一・六」に改め、同条第二項第二号及び第四号中「商品先物取引」を「先物取引」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第十二条の五 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第三十七条の四の規定による申告書を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)において、その後の

年度分の県民税について連続して当該申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、前条第一項後段の規定にかかわらず、令附則第十八条の七の二第二項に規定するところにより、当該納税義務者の前条第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、当該先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済をしたことにより生じた損失の金額として令附則第十八条の七の二第二項に規定するところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該差金等決済をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として令附則第十八条の七の二第三項に規定するところにより計算した金額をいう。

3 第一項の規定の適用がある場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(次条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

附則第十五条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(不動産取得税の税率の特例)

第十五条 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に不動産の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第六十七条の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 前項に規定する不動産の取得が第七十三条第一項若しくは第二項、第七十六条の二第二項、第七十九条第一項又は附則第十六条第一項、第三項若しくは第五項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

附則第十五条の二を削る。

附則第十六条第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同項第一号中「附則第九条の二第二項」を「附則第九条の二第二項」に、「附則第九条の二第二項」を「附則第九条の二第三項」に改め、同項第二号中「附則第九条の二第二項」を「附則第九条の二第二項」に、「附則第九条の二第三項」を「附則第九条の二第四項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 次の表の上欄に掲げる計画(当該計画に係る同表の中欄に掲げる認定が平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間にされたものに限る。以下この項において同じ。)に従って営業の譲渡を受けた同表の下欄に掲げる者又は同表の上欄に掲げる計画(同表第三号の上欄に掲げる計画を除く。)に従って同表の下欄に掲げる者から営業の譲渡を受けた者が、当該譲渡に係る不動産で令第九条の三第一項に規定するものを取得し、かつ、当該不動産の取得の日から引き続き三年以上当該不動産を令同条第二項に規定するところにより当該計画に係る事業の用に供したときは、当該不動産

の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得がそれぞれ同表の中欄に掲げる認定の日から一年以内に行われたときに限り、当該税額から価格の六分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

<p>一 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。以下この表において「特別措置法」という。）第四条第二項に規定する認定事業再構築計画</p>	<p>特別措置法第三条第一項の規定による認定（特別措置法第四条第一項の規定による変更の認定を含む。）</p>	<p>特別措置法第四条第一項に規定する認定事業再構築事業者</p>
<p>二 特別措置法第五条の二第二項に規定する認定共同事業再編計画</p>	<p>特別措置法第五条第一項の規定による認定（特別措置法第五条の二第一項の規定による変更の認定を含む。）</p>	<p>特別措置法第五条の二第一項に規定する認定共同事業再編事業者</p>
<p>三 特別措置法第七条第二項に規定する認定経営資源再活用計画</p>	<p>特別措置法第六条第一項の規定による認定（特別措置法第七条第一項の規定による変更の認定を含む。）</p>	<p>特別措置法第七条第一項に規定する認定経営資源再活用事業者</p>

附則第十六条第七項及び第八項を削る。

附則第十六条の二第二項中「平成十二年四月一日から平成十四年十二月三十一日まで」を「平成十五年四月一日から平成十七年十二月三十一日まで」に改める。

附則第十八条第二項中「同条第六項、第九項、第十二項、第十五項第二号又は第十七項」を「同条第七項、第十項、第十三項、第十六項第二号又は第十八項」に、「第七十条の四第二十三項若しくは第二十四項」を「第七十条の四第二十四項若しくは第二十五項」に、「第七十条の四第三項」を「第七十条の四第四項」に、「第七十条の四第四項」を「第七十条の四第五項」に改める。

附則第十九条第三項中「附則第二十二條第五項」を「附則第二十二條第六項」に改める。

附則第二十二條第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同条第二項及び第三項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第七項及び第八項を削り、第六項を第七項とし、同条第五項中「四分の三」を「四分の一」に改め、「第三項」の下に「又は第四項」を加え、「平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日まで」を「平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止

その他の環境保全上の技術基準（以下この項、第八項及び第九項において「排出ガス保安基準」という。）に適合する自動車又は同条の規定により平成十六年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車のうち、粒子状物質の排出量が法施行規則附則第十二条の二第一項に規定する許容限度の四分の一を超えない自動車で同条第二項に規定するものの取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第一百七十四条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一・五を控除した率とする。

附則第二十二條第九項中「で定める」を「附則第十六條の二の六第七項に規定する」に、「又は第五項」を「、第四項又は第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条に次の一項を加える。

9 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十六年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で令附則第十六條の二の六第八項に規定するものの取得（第三項、第四項又は第六項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十五年四月一日から平成十六年九月三十日までの間に行われたときに限り、第一百七十四条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一を控除した率とする。

附則第二十三條中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

##### （県民税に関する経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の秋田県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成十五年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十四年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第十二條の二及び第十二條の五の規定は、平成十六年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

4 新条例附則第十二條の三の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成十五年四月一日（以下「施行日」という。）以後に行う同条第六項に規定する特定株式の譲渡について適用し、県民税の所得割の納税義務者が施行日前に行ったこの条例による改正前の秋田県税条例（以下「旧条例」という。）附則第十二條の三第六項に規定する特定株式の譲渡については、なお従前の例による。

##### （不動産取得税に関する経過措置）

- 5 附則第七項及び第八項に定めるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 6 旧条例附則第十六条第五項及び第六項の規定は、同条第五項に規定する営業の譲渡が施行日から平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該営業の譲渡に係る不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十五年三月三十一日」とあるのは、「平成十六年三月三十一日」とする。
- 7 次項に定めるものを除き、新条例附則第十六条の二第二項の規定は、平成十五年一月一日以後の新条例第七十六条の二第一項又は附則第十六条第三項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得又は当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 8 平成十二年四月一日から平成十四年十二月三十一日までの間において、新条例附則第十六条第三項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合又は同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合であつて、かつ、平成十五年一月一日以後に同項に規定する土地の取得が行われた場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、地域振興局長が地方税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第九号)による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この項において「新法」という。))第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)中に新法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける新条例附則第十六条第三項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「登録された価格」とあるのは、「登録された価格(当該価格のうち法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)」と読み替える。
- 9 (ゴルフ場利用税に関する経過措置)  
新条例第八十六条の規定は、施行日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前におけるゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。
- 10 (自動車取得税に関する経過措置)  
新条例附則第二十二条第二項から第四項まで、第六項、第八項及び第九項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

- 11 施行日前の旧条例附則第二十二条第七項及び第八項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。  
(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)
- 12 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成元年秋田県条例第八号)の一部を次のように改正する。  
附則第五項及び第六項を削り、附則第四項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。  
(不動産取得税の税率の特例)
- 4 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に第三条に規定する家屋又は土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「百分の〇・四」とあるのは、「百分の〇・三」とする。
- (中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)
- 13 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例(平成十四年秋田県条例第一号)の一部を次のように改正する。  
附則第三項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。  
(不動産取得税の税率の特例)
- 3 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に第一条に規定する家屋又は土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「百分の〇・四」とあるのは、「百分の〇・三」とする。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubarara@matsubarainsatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄